

## 第2章 内航貨物輸送

### 第2章のポイント

#### < 現状分析 >

- ・景気の低迷により内航海運の大宗貨物である産業基幹物資の生産量が落ち込んだことに加え、相次ぐ荷主業界の大型合併及び荷主側の交錯輸送の排除や製品の相互融通などによる物流提携の進展等により、平成10年度の内航海運の貨物輸送量は低調であり、船腹の過剰感は増加している。
- ・内航海運業者は、事業者数の減少とともに一事業者当たりの使用船腹量が増加するなど事業規模の拡大が徐々に図られてはいるが、依然として小規模事業者が大勢を占めており、かつ所有船舶数一隻以下の事業者が多い。

#### < 政策 >

- ・内航海運の活性化を図るため、平成10年5月にスクラップ・アンド・ビルド方式による内航海運船腹調整事業を解消し、自己所有船の引当資格につき、自己所有船を解撤等する事業者に対し、日本内航海運組合総連合会（以下「内航総連」）が交付金を交付すること等を内容とした内航海運暫定措置事業を導入した。運輸施設整備事業団がこのために必要な資金の一部を内航総連に融資することとし、運輸省は、運輸施設整備事業団の調達する借入金に政府保証を付けるなどの支援措置を講じた。
- ・内航船の建造需要を喚起し、内航海運へのモーダルシフトの推進を図るため、平成10年度補正予算において、運輸施設整備事業団の船舶共有業務を弾力化すること等の支援措置を講じた。
- ・独占禁止法の適用除外である海上運送法に基づく内航海運協定に関し、平成9年3月の閣議決定に基づき、利用者の利便の増進のために必要最小限の共同運航協定に限定して独占禁止法の適用を除外すること等を内容とする海上運送法の一部改正を行った。また、これに該当しない内航タンカー運賃協定及び内航ケミカルタンカー運賃協定は平成11年3月に廃止された。内航海運組合法に基づく調整事業等についても、平成10年3月の閣議決定に基づき、公正取引委員会との手続規定の整備等を内容とする同法の一部改正を行った。